

情報ひろば



高齢者への支援

☎ いずれも市役所駅南庁舎高齢社会課

☎ 0857・20・3453

各総合支所市民福祉課(☎16ページ)

【老人クラブへの助成】

☎ 高齢者自らの生きがいを高める活動、ボランティアなど地域を豊かにする活動を行う老人クラブ
 ☎ 同一地域に居住するおおむね60歳以上の会員30人以上で組織されていること
 ☎ 活動費を一部助成

【寝具丸洗い乾燥サービス

6月実施分】

☎ 対1人暮らしで75歳以上の人(高齢者のみの世帯も含む)、1人暮らしで65歳以上の身体虚弱な人、65歳以上で在宅で寝たきりの人
 ☎ 掛布団：200円 敷布団：200円 羽根布団：300円 毛布：100円 **枚数に制限があります。** ☎ 5月21日(金)までに問い合わせ先まで

家族介護者の集い「スマイル・スマイル」

☎ 対介護に関心のある人 時5月19日(水)10:00~12:00 所市役所駅南庁舎第4会議室 ☎ 勉強会「経管栄養(胃ろうなど)について」 講師：田中紀章(市立病院 院長) 料200円 ☎ 5月17日(月)までに問い合わせ先まで

☎ スマイル・スマイル事務局(市役所駅南庁舎 鳥取中央地域包括支援センター内)

☎ 0857・20・3457

☎ ファミリー・サポート・センター生活援助型の協力会員募集

生活援助型の協力会員募集

☎ 対高齢者の家庭を訪問し、要望に応じて援助ができる人 ☎ 食事の準備・後片付け、掃除、病院への付き添いなどの軽度で専門性を要しないもの ☎ 額 平日7:00~20:00:1時間600円 土・日・祝祭日および12月29日~1月3日:1時間800円

☎ 鳥取ファミリー・サポート・センター(さざんか会館1階 鳥取市社会福祉協議会内)

☎ 0857・22・7474

☎ 0857・39・2762

各町総合福祉センター



軽自動車税の減免手続き

☎ 障がいのある人、または同居の家族などが所有し、身体・精神などに障がいのある人のために使用する軽自動車 **1台まで持身** 体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

☎ および自立支援医療受給者証(精神通院)のうち該当する手帳(交付日が平成22年4月1日以前のもの)、対象車を運転する人の運転免許証、自動車検査証、軽自動車

☎ 税納税通知書、常時介護証明書運転する人が同居の家族など以外の場合) **障がいの部位や程度などにより、減免が受けられない場合があります。** ☎ 5月24日(月)までに問い合わせ先まで

☎ 市役所駅南庁舎市民税課 ☎ 0857・20・3413

☎ 各総合支所市民福祉課(☎16ページ)

☎ 殺虫剤の無償配布

☎ 主に公共下水道などが未整備の地区の人 ☎ 衛生駆除薬剤(殺

地域の産業を支援

☎ 市内の事業所 ☎ 農工商・産学官連携の取り組み支援：共同研究による新技術の研究開発、農工商・産学官連携の取り組みによる新商品開発に補助 食品加工における新たな取り組みの支援：農

☎ 林水産物を活用した新規事業の創出、新商品の開発・改良を推進する取り組みに補助 ☎ 補助対象金額の3分の2以内(上限100万円) ☎ 6月11日(金)までに問い合わせ先まで

☎ 市役所第2庁舎経済戦略課 ☎ 0857・20・3249

自主防犯活動団体補助金

☎ 対各地区で継続的に自主防犯活動に取り組む自治会・町内会・ボランティア団体などで、過去に当該補助を受けていない団体 ☎ 防犯活動講習会、防犯パトロール、広報紙発行、安全マップ作成などに補助 ☎ 5団体 応募多数

☎ 場合は、選考により決定します。

☎ 虫剤)を配布 **1世帯1袋 料無料** ☎ 5月6日(木)~31日(月)の間に、問い合わせ先窓口まで

☎ 市役所本庁舎生活環境課 ☎ 0857・20・3216

家屋の取り壊し・用途変更



固定資産税は、毎年1月1日を基準日として課税されます。12月31日までに家屋の全部または一部を取り壊した場合や、住宅から事務所・店舗・倉庫に変わったなど家屋の用途を変更した場合は、早急に固定資産税課へ届け出てください。この際、住宅用地に対する税負担軽減の特例が適用または解除になる場合があります。なお、家屋の取り壊しや用途変更などで法務局に滅失・表示変更登記をした場合、届け出は必要ありません。

問い合わせ先

市役所駅南庁舎固定資産税課 ☎ 0857-20-3424

65歳未満の年金受給者に係る市・県民税の徴収方法の変更

平成21年度市・県民税では、給与に係る市・県民税は給与から特別徴収（引き落とし）し、公的年金などに係る市・県民税は普通徴収していましたが、平成22年度からは以前の方法に戻し、65歳未満の年金受給者については、公的年金などに係る市・県民税も給与所得に係る市・県民税と合算して、給与から特別徴収するように変更します。

問い合わせ先

市役所駅南庁舎市民税課 ☎ 0857-20-3418

学生納付特例の申請はお済みですか？



■在学期間中の保険料を社会人になってから納めることができる制度です。

20歳から60歳までのすべての人は、国民年金に加入しなければなりません。ただし、下記の学校に在学している学生のうち、本人の前年所得が118万円以下であれば、学生納付特例制度が利用できます。学生納付特例で承認された期間の保険料は納付が猶予され、万一の事故や病気で障がいが残った場合、一定の要件を満たしていれば障害基礎年金が受けられます。

【対象となる学校】

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（夜間部、定時制課程、通信制課程の学生も対象） **各種学校とは、修業年限が1年以上で、都道府県などの認可を受けている学校です。**

■毎年度申請が必要です。

学生納付特例の申請は毎年度必要です。4月分からの申請をされる人は、5月末までに申請してください。

【申請に必要なもの】

年金手帳、学生証または申請する年度に証明された在学証明書、認め印（本人が署名する場合は不要）、会社などを退職して学生になった人は雇用保険被保険者離職票・雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（いずれもコピー可）のいずれか

問い合わせ先 鳥取年金事務所（旧鳥取社会保険事務所）☎ 0857-27-8311

市役所駅南庁舎保険年金課 ☎ 0857-20-3484

凡例

対 = 対象 **容** = 内容 **時** = 日時 **募** = 募集期間・方法
所 = 場所 **員** = 定員 **数** = 数量 **額** = 支給・助成額など
料 = 料金 **受** = 受付 **案** = 条件 **持** = 持参するもの
問 = 問い合わせ先

コミュニティ活動支援

対 町内会が主体となって実施する運動会などのスポーツ活動、文化的な活動など地域内の多くの住民が参加する事業 **容** 経費の一部を補助 **額** 対象経費の4分の3（上限3万円） **受** 5月31日（月）までに問い合わせ先まで **詳しくは、各自治会宛にお届けしている資料または本市ホームページを**

募 1団体あたり10万円 **募** 6月15日（火）までに問い合わせ先まで

問 市役所本庁舎危機管理課 ☎ 0857・20・3127

国外・国内交流民間助成事業

対 市民が中心となって構成する民間団体が、経済、文化、歴史、スポーツなどの分野で行う姉妹都市などでの交流事業（国内の場合は交流先で実施する事業） 交流先：清州市（韓国）、ハーノウ市（ドイツ）、太倉市・オールドス市・沙河市（中国）、ブラジル鳥取県人会（ブラジル）、国内の県外都市 **容** 事業費を一部助成 **募** 5月6日（木）～31日（月）の間に問い合わせ先まで

問 市役所本庁舎コミュニティ支援室 ☎ 0857・20・3171

各総合支所地域振興課

鳥取地域一斉清掃

時 5月16日（日） **ごみは17日（月）～21日（金）の間に収集します。** **容** 注意事項 **ごみは町内会で決められた一斉清掃用の集積場所に出す** **びん・缶・プラスチックなどの分別を徹底する** **家庭ごみや家電製品、大型ごみ、タイヤなどは出さない** **ケガをしないよう、無理のない範囲で実施してください。**

問 市役所本庁舎企画調整課 ☎ 0857・20・3154

歩こう会5月例会

時 5月9日（日） 7:50～16:50

容 鳥取駅《集合》 **H** 列車 **H** 因幡社《用瀬発電所》 **H** 用瀬総合グラウンド《流しびなの里》 **H** お茶本陣《ツツジ展望台》 **H** 鷹狩駅 **H** 列車 **H** 鳥取駅《解散》（歩行距離6・0 **料** 800円（交通費） **弁当や水筒、雨具は各自でご用意ください。**

問 歩こう会事務局 ☎ 0857・23・7930

問 市民運動推進協議会（市役所本庁舎協働推進課内）☎ 0857・20・3182